審査情報提供事例について

審査支払機関における診療(調剤)報酬に関する審査は、国民健康保険 法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療(調剤)報酬点数 表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行わ れています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、 審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者 に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供 事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

280 アテノロール(小児科51)

<平成24年9月24日>

〇 標榜薬効(薬効コード)

不整脈用剤(212)

〇 成分名

アテノロール【内服薬】

〇 主な製品名

テノーミン錠、他後発品あり

〇 承認されている効能・効果

本態性高血圧症(軽症~中等症) 狭心症 頻脈性不整脈(洞性頻脈、期外収縮)

〇 承認されている用法・用量

1 テノーミン錠50

通常成人には 1 錠(アテノロールとして 50mg)を 1 日 1 回経口投与する。なお、年齢、症状により、適宜増減できるが、最高量は 1 日 1 回 2 錠(100mg)までとする。

2 テノーミン錠25

通常成人には2錠(アテノロールとして50mg)を1日1回経口投与する。なお、年齢、症状により、適宜増減できるが、最高量は1日1回4錠(100mg)までとする。

〇 薬理作用

β1受容体遮断作用

〇 使用例

原則として、「アテノロール【内服薬】」を「小児の頻脈性不整脈(洞性頻脈、期外収縮)」に対して「0.5~2mg/kgを1日1回」処方した場合及び「20歳未満で体重が成人と同等の者の頻脈性不整脈(洞性頻脈、期外収縮)」に対して「25~100mgを1日1回」処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

〇 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様と推定される。

〇 留意事項

使用上の注意において、「低出生体重児、新生児、乳児、幼児又は小児に対する安全性は確立していない。」と記載があることに留意して使用されるべきであること。また、小児に特化した注意点はないが、低血糖には留意するべきであること。

〇 その他参考資料等

小児不整脈の診断・治療ガイドライン 2010 (日本小児循環器学会)